アオマックスHD　22	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
イーボット	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
キャンディ４　HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
クリアビューC　HD22	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
クリアビューC　HD24	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
クローバー３	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
コンパクトプラス　HD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
トラベラーHD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
パンダHD	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
メゾ・パリオ	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号
ルッキー４	株式会社タイムズコーポレーション	兵庫県宝塚市高司一丁目６番11号

別表第二ビズム　マイビュー　ＨＤ　２４の項からくオ　フルＨＤプラス２４の項まで及びイージーアイポケットの項からポケットＭＡＸの項までを削り、同表アイビジョンデジタルマイテレビＨＤＭＩでの項の次に次のように加える。

アイビジョンデジタル見る・書く・動く	アイネットワーク有限会社	東京都日野市西平山五丁目23番地の12

別表第二ジュニアの項、Ｍｅｒｌｉｎ　ＬＣＤ　Ｌｉｍｉｔｅｄの項及びｔｒａｎｓｆｏｒｍｅｒの項を削り、同表ｐｅｂｂｌｅ　ＨＤの項の次に次のように加える。

amigo HD	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目８番１号半蔵門ＭＫビル１階
pebble HD ベーシック	株式会社日本テレソフト	東京都千代田区麹町一丁目８番１号半蔵門ＭＫビル１階

別表第二ルビー　ＨＤ　５インチの項の次に次のように加える。

オニキスデスクセットHD	有限会社エクストラ	静岡市駿河区谷田44番15号セントラルヒルズ101号室
ルビー　HD 4.3インチ	有限会社エクストラ	静岡市駿河区谷田44番15号セントラルヒルズ101号室

別表第二バーサプラスの項、３６０の項及びオーキーの項を削り、同表文星の項の次に次のように加える。

ズームポケット	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番地６号第10秋山ビル１階
ていすけ	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番地６号第10秋山ビル１階

別表第三セントラルアラームの項の次に次のように加える。

シルウォッチセット	株式会社東京信友	東京都新宿区新宿一丁目14番５号

別表第三シルウォッチＴＹＰＥＩの項からシルウォッチ給付セットの項までを削る。

別表第五ムークトラックの項の次に次のように加える。

ステップバイステップチョイスウィズレベル	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号

別表第五カーディナルの項の次に次のように加える。

ＶＯＣＡ－ＰＥＮ　シール	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花69番２

別表第五読み上げペン　サトシくん　シールセットの項を削り、同表テック／トーク６×８の項からパームナー／フォープラスの項まで中「東京都練馬区羽沢三丁目40番７号」を「東京都足立区椿一丁目１番１号」に改め、同表の次に次のように加える。

話したい、伝えたい！　一発語支援のためのコミュニケーション・ツール	学校図書株式会社	東京都北区東十条三丁目10番36号

別表第七ブレイルメモスマート　１６の項の次に次のように加える。

ブレイルメモスマート　40	ケージーエス株式会社	埼玉県比企郡小川町小川1004

○厚生労働省告示第百九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品各条の部インフルエンザＨＡワクチンの条３・２・３中「240μg」を「400μg」に改め、同条３・２・９・１・１中に次のただし書を加える。

ただし、小分製品を検体としたときにＨＡの含量（相当値）を求めることができない場合は、それぞれの株の原液を検体にすることができる。

同条３・２・９・１・３中「処理して」を「処理した値に必要に応じて適切な補正係数を乗じ、」に改める。

○農林水産省告示第七百三十号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十七年四月二十九日と定め、公示する。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正